

府消委第 93 号  
令和 6 年 5 月 13 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

消費者委員会委員長 鹿野 菜穂子

答 申 書

令和 6 年 4 月 23 日付け消表対第 434 号をもって当委員会に諮問のあった「家庭用品品質表示法第 3 条第 1 項の規定に基づき定める家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項の変更について」は、家庭用品品質表示法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。